

フリーランス取引の状況についての実態調査 (法施行前の状況調査) 結果

概要

令和6年10月18日
公正取引委員会
厚生労働省

※ 本資料中、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)を「本法」といいます。

目次

目次	2
調査の概要	3
調査結果の概要	4
業種	6
本法の認知度	8
取引条件の明示（本法第3条関係）	9
報酬の支払期日（本法第4条関係）	11
受領拒否（本法第5条第1項第1号関係）	13
報酬の減額（本法第5条第1項第2号関係）	14
返品（本法第5条第1項第3号関係）	16
買ったとき（本法第5条第1項第4号関係）	17
購入・利用強制（本法第5条第1項第5号関係）	20
不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第1号関係）	21
不当な給付内容の変更・やり直し（本法第5条第2項第2号関係）	23
特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条関係）	26
募集情報の的確表示/募集方法（本法第12条関係）	28
募集情報の的確表示/虚偽表示等（本法第12条関係）	29
募集情報の的確表示/最新の表示等（本法第12条関係）	30
育児介護等と業務の両立に対する配慮/契約の有無（本法第13条関係）	31
育児介護等と業務の両立に対する配慮/相談の有無とその対応（本法第13条関係）	32
ハラスメント対策に係る体制整備/方針の明確化（本法第14条関係）	33
ハラスメント対策に係る体制整備/相談窓口の周知（本法第14条関係）	34
解除等の予告等/解除（本法第16条関係）	36
解除等の予告等/更新が見込まれる契約の有無（本法第16条関係）	37
解除等の予告等/不更新（本法第16条関係）	38

調査の概要

1. 調査目的：
 - ① 各業界における本法に係る理解の度合いを把握するとともに、フリーランスに係る取引に関し問題のある可能性がある業界を把握する。
 - ② 発注者・受注者が本法で規定する義務及び禁止行為に関しての自己点検を行うことにより、現在の取引実態等を確認し、本法施行後の取引の適正化等を促進する。
2. 調査期間：令和6年5月27日～6月19日
3. 調査主体：公正取引委員会、厚生労働省の共同実施
4. 調査手法：WEBアンケート形式により実施
5. 調査対象：フリーランスとの関連があると思われる業界の事業者団体として、関係府省庁から登録された事業者団体等の会員等事業者（委託者側、フリーランス側の両方）
6. 回答件数：5,300件（委託者：3,761件、フリーランス：1,539件）
7. 備考：
 - ① 各設問の回答母数は、全回答件数（5,300）のうち、直近1年程度の期間にフリーランスへ業務委託をしたことがある又は業務委託を受けたことがあると回答した回答件数（委託者：1,090、フリーランス：782）を集計している。※消費者からの業務委託や、業務委託に当たらない既製品等の売買については、上記回答件数に含まれない。また、各設問の集計における回答の割合が高い業種（上位3業種）については、回答数が10未満の業種を除外している。
 - ② 「受領拒否」「返品」に係る設問については、本法上、その対象から役務の提供委託が除かれているため、①の回答件数から更に役務の提供委託に当たると考えられる「業務」（スライド6～7参照）を除いた回答件数（委託者：705、フリーランス：428）を集計している。

調査結果の概要

< 本法の認知度 >

- 委託者側からの回答によると、「**建設業**」「**医療、福祉**」「**農業、林業**」の業種において、本法の認知度の割合が他の業種に比べて低い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**医療、福祉**」「**建設業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」の業種において、本法の認知度の割合が他の業種に比べて低い状況が見受けられた。

< 取引条件の明示（本法第3条） >

- 委託者側からの回答によると、「**建設業**」「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**サービス業（他に分類されないもの）**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**建設業**」「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

< 報酬の支払期日（本法第4条）・特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条） >

- 委託者側からの回答によると、「**サービス業（他に分類されないもの）**」「**建設業**」「**宿泊業、飲食サービス業**」「**医療、福祉**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**情報通信業**」「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

調査結果の概要

< 募集情報の的確な表示（本法第12条） >

- 委託者側からの回答によると、「**宿泊業、飲食サービス業**」「**建設業**」「**卸売業、小売業**」「**医療、福祉**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**情報通信業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」「**運輸業、郵便業**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

< 育児介護等の配慮（本法第13条） >

- 委託者側からの回答によると、本法施行後に問題となり得る行為が行われているとの回答はなかった。
- フリーランス側からの回答によると、「**情報通信業**」「**サービス業（他に分類されないもの）**」「**教育・学習支援**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

< ハラスメント対策（本法第14条） >

- 委託者側からの回答によると、「**農業・林業**」「**製造業**」「**建設業**」「**サービス業（他に分類されないもの）**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**建設業**」「**サービス業（他に分類されないもの）**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

< 中途解除等の事前予告（本法第16条） >

- 委託者側からの回答によると、「**宿泊業、飲食サービス業**」「**建設業**」「**製造業**」「**農業、林業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。
- フリーランス側からの回答によると、「**卸売業、小売業**」「**情報通信業**」「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**教育・学習支援**」の業種において、本法施行後に問題となり得る行為が行われている割合が他の業種に比べて高い状況が見受けられた。

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

業種

業種名※1	具体的な業務内容※2
農業、林業	51農林水産業関連
建設業	48建設、現場作業
製造業	46製造、組立、生産工程
情報通信業	10映像・画像・音楽制作、編集 12広告・チラシ作成 14ウェブサイトの作成・管理 15情報検索、計算処理 16プログラミング作業 17アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE 18ソフトウェアのバグチェック 19オペレーター業務、テクニカルサポート 20その他（IT関連）
運輸業、郵便業	44自動車・トラックによる運輸、配送、配達
卸売業、小売業	27営業 35日用品・食料品の販売
学術研究、専門・技術サービス業	7デザイン制作、コンテンツ制作 8ネーミング、コピーライター 9カメラマン 11アニメーター、イラストレーター 13その他（デザイン・映像制作関連） 21調査、研究、コンサルティング 23機械設計、電気技術、電気設計 24建築設計、土木設計、測量技術 25翻訳 26通訳 28税務・法務等行政専門サービス 29ライティング、記事等執筆業務 34その他（専門業務関連）

※1 業種名は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）の大分類による。業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

※2 役務の提供委託に当たると考えられる業務（No.4,5,18,19,22,26,27,30～33,36,37,39～41,44,45,47～49）については、受領拒否・返品の設定において集計から除外している。

業種

業種名※1	具体的な業務内容※2
宿泊業、飲食サービス業	39接客サービス 42飲食サービス（調理・給仕） 45バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）
生活関連サービス業、娯楽業	32俳優、女優、モデル 33楽器演奏、歌唱 36理容師、美容師 37スタイリング、着付け、メイクアップ 38エステ、ネイル 41ペット関連サービス 43その他（生活関連サービス）
教育、学習支援業	2添削、校正、採点 22講師、インストラクター
医療、福祉	30医療関連サービス 31あん摩マッサージ指圧、針灸、柔道整復、マッサージ 40育児・介護サービス
サービス業（他に分類されないもの）	1データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳 3取引文書作成 4伝票書類整理 5コールセンター、問い合わせ対応業務 6その他（事務関連） 47整備、点検、修理 49清掃、メンテナンス 50その他（現場作業関連）

※1 業種名は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）の大分類による。業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

※2 役務の提供委託に当たると考えられる業務（No.4,5,18,19,22,26,27,30～33,36,37,39～41,44,45,47～49）については、受領拒否・返品の設定において集計から除外している。

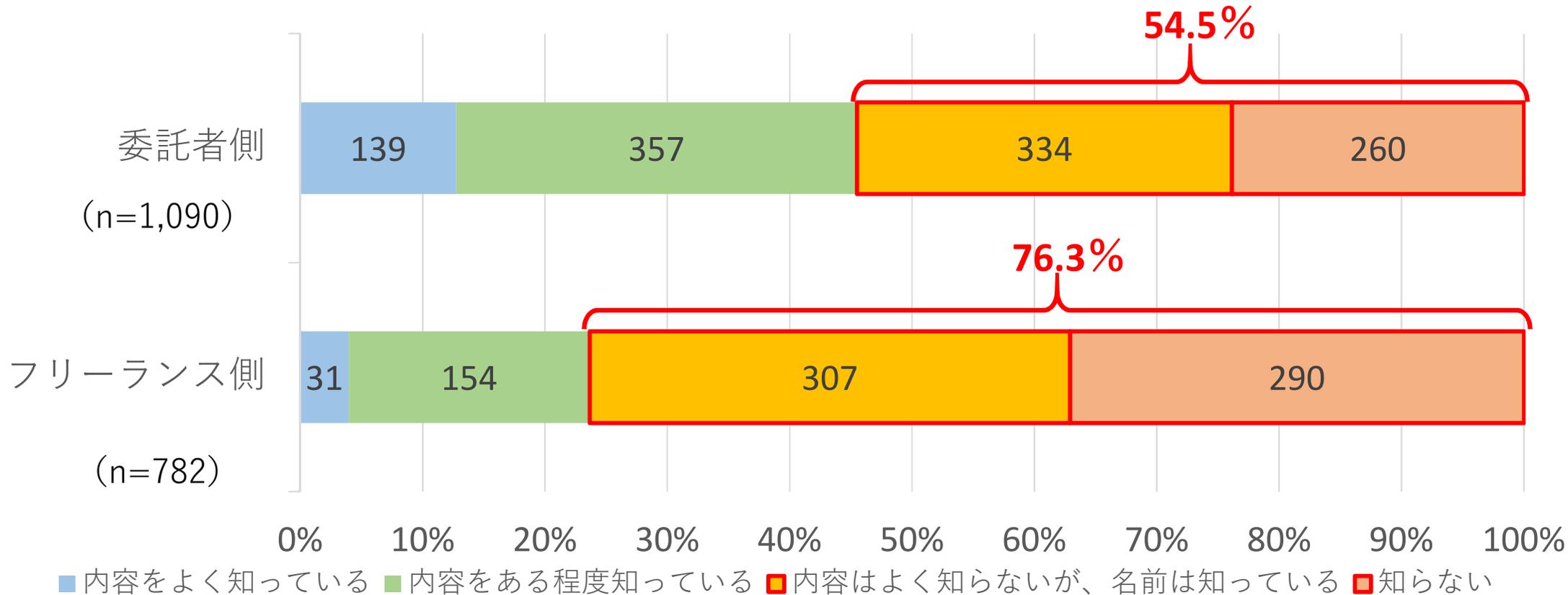
本法の認知度

■ 本法の内容を知らないという回答の割合は、委託者で54.5%、フリーランスで76.3%であった。（グラフ参照）

○ 本法の内容を知らないという回答の割合が高い業種（上位3業種）は、
 委託者：①建設業（80.2%）、②医療、福祉（77.4%）、③農業、林業（69.7%）
 フリーランス：①医療、福祉（96.6%）、②建設業（90.9%）、③学術研究、専門・技術サービス業（80.6%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「農業、林業」には「農林水産業関連」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

取引条件の明示（本法第3条関係）

■ 本法第3条では、業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、取引条件（特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等）を書面又は電磁的方法により明示しなければならない旨を定めている。

○ 取引条件を明示しなかったことがあるとの回答の割合は、委託者で17.4%、フリーランスで44.6%であった。（グラフ参照）

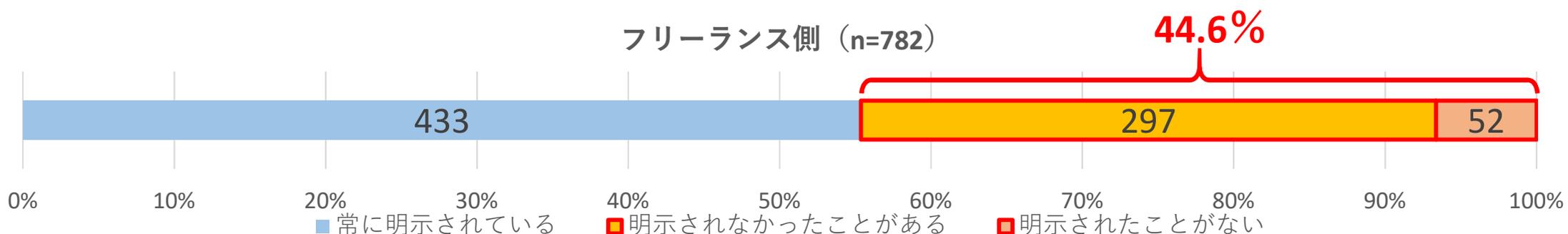
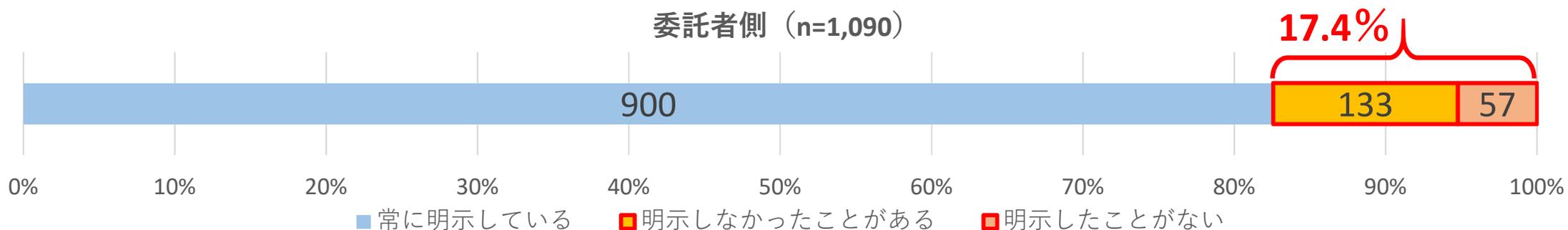
○ 上記回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①建設業（41.7%）、②生活関連サービス業、娯楽業（26.5%）、③サービス業（他に分類されないもの）（24.3%）

フリーランス：①建設業（72.7%）、②生活関連サービス業、娯楽業（56.5%）、③学術研究、専門・技術サービス業（47.5%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

取引条件の明示（本法第3条関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ 事前に契約書を作成するのは稀で**多くは口約束。メール等の文字で証拠を残すことを嫌がる傾向がある。**【情報通信業（映像・画像・音楽制作、編集）】
- ・ 大手は丁寧な対応をしてくださるが、それ以外は報酬が**振り込まれるまで額が不明**なこともある。【学術研究、専門・技術サービス業（通訳）】
- ・ 20年この仕事をしているが実写の場合は今も、**期日の口約束のみ。**【学術研究、専門・技術サービス業（ライティング、記事等執筆業務）】
- ・ 大手でもそもそも**契約書を発行する雰囲気もない**です。改善してほしいです。【生活関連サービス業、娯楽業（俳優、女優、モデル）】
- ・ サイン／捺印がある**契約書を交わすことが、業務・終了時**にきます。意味がありません。【学術研究、専門・技術サービス業（カメラマン）】

<委託者からの声>

- ・ 個人タレントへの出演依頼等の際、**契約書を交わしていない事例が散見されるため、是正したい。**【生活関連サービス業、娯楽業（俳優、女優、モデル）】
- ・ 従業員としてではなく作図、計算書等の**作業単位で書面等による取引条件を明示**して業務委託をしています。【学術研究、専門・技術サービス業（建築設計、土木設計、測量技術）】

報酬の支払期日（本法第4条関係）

■ 本法第4条では、特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内に報酬の支払期日を設定し、当該期日までに報酬を支払わなければならない旨を定めている。

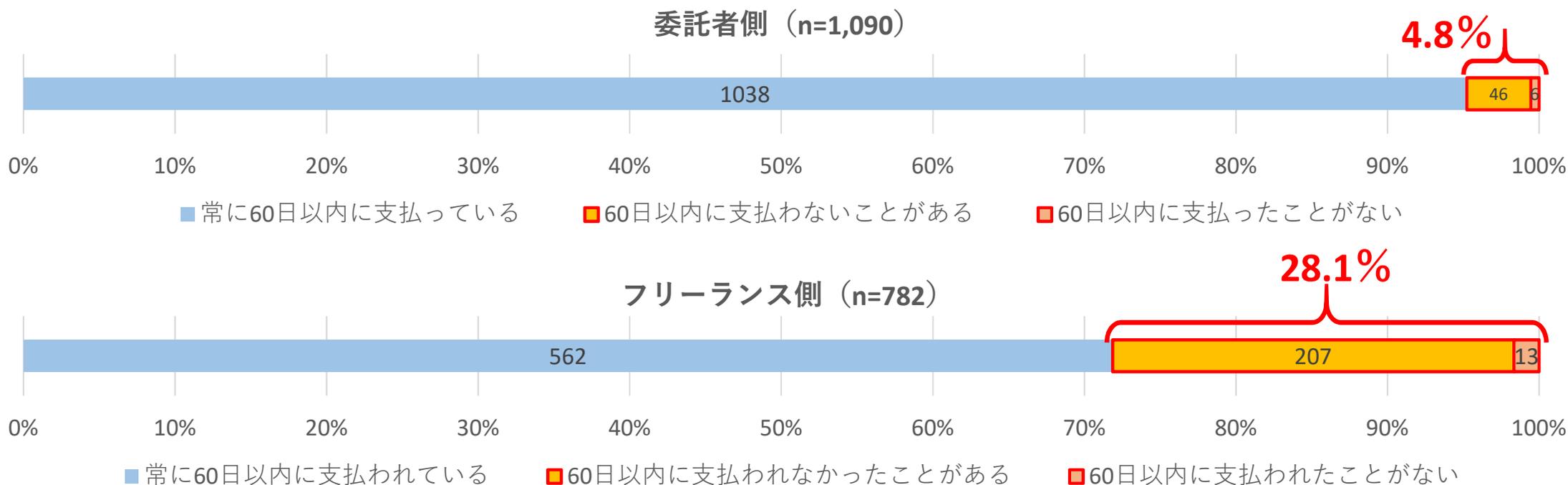
○ 報酬を60日以内に支払わないこと（又は支払われなかったこと）があるとの回答の割合は、委託者で4.8%、フリーランスで28.1%であった。（グラフ参照）

○ 報酬が60日以内に支払わないこと（又は支払われなかったこと）があるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、委託者：①製造業（9.1%）、②生活関連サービス業、娯楽業（8.8%）、③サービス業（他に分類されないもの）（7.2%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（56.5%）、②学術研究、専門・技術サービス業（32.3%）、③情報通信業（31.3%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「整備、点検、修理」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務などがそれぞれ含まれている。

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ 老舗出版社では、その**出版物刊行後に支払う慣習**が未だ横行しており60日ルールが浸透していない。【学術研究、専門・技術サービス業（アニメーター、イラストレーター）】
- ・ **先方都合で案件がペンドとなり支払いもされていない**ものがある。【学術研究、専門・技術サービス業（ライティング、記事等執筆業務）】
- ・ 仕事をしていても勉強だからと**ギャラ不払い**が過去に何度もあった。【生活関連サービス業、娯楽業（俳優、女優、モデル）】
- ・ 出版業界の慣習なのか、支払いが遠い。**2月に撮影し納品**したが、使用するのが来年になるので**支払いは来年**（になっている）【その他】

受領拒否（本法第5条第1項第1号関係）

■ 本法第5条第1項第1号では、受領拒否（特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと）を禁止している。

○ 受領拒否を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合は、委託者で2.3%、フリーランスで20.1%であった。（グラフ参照）

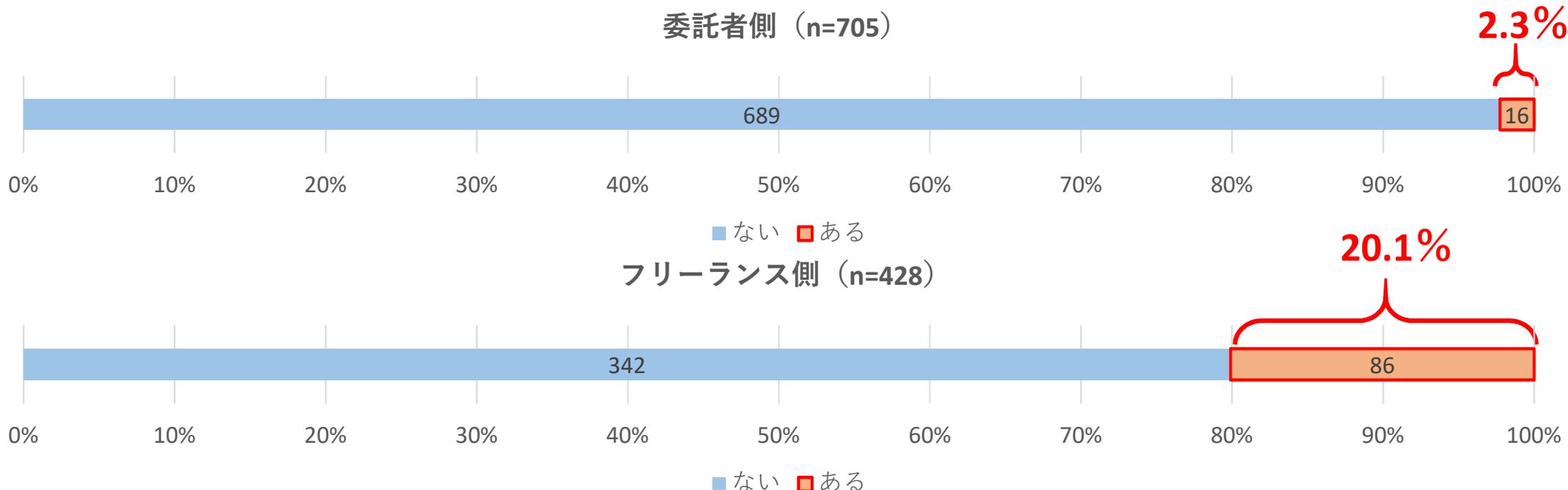
○ 受領拒否を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①製造業（9.1%）、②サービス業（他に分類されないもの）（4.3%）、③学術研究、専門・技術サービス業（2.2%）

フリーランス：①サービス業（他に分類されないもの）（28.1%）、②学術研究、専門・技術サービス業（22.0%）、③情報通信業（15.0%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務などがそれぞれ含まれている。

報酬の減額（本法第5条第1項第2号関係）

■ 本法第5条第1項第2号では、報酬の減額（特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること）を禁止している。

○ 報酬の減額を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合は、委託者で3.0%、フリーランスで28.1%であった。（グラフ参照）

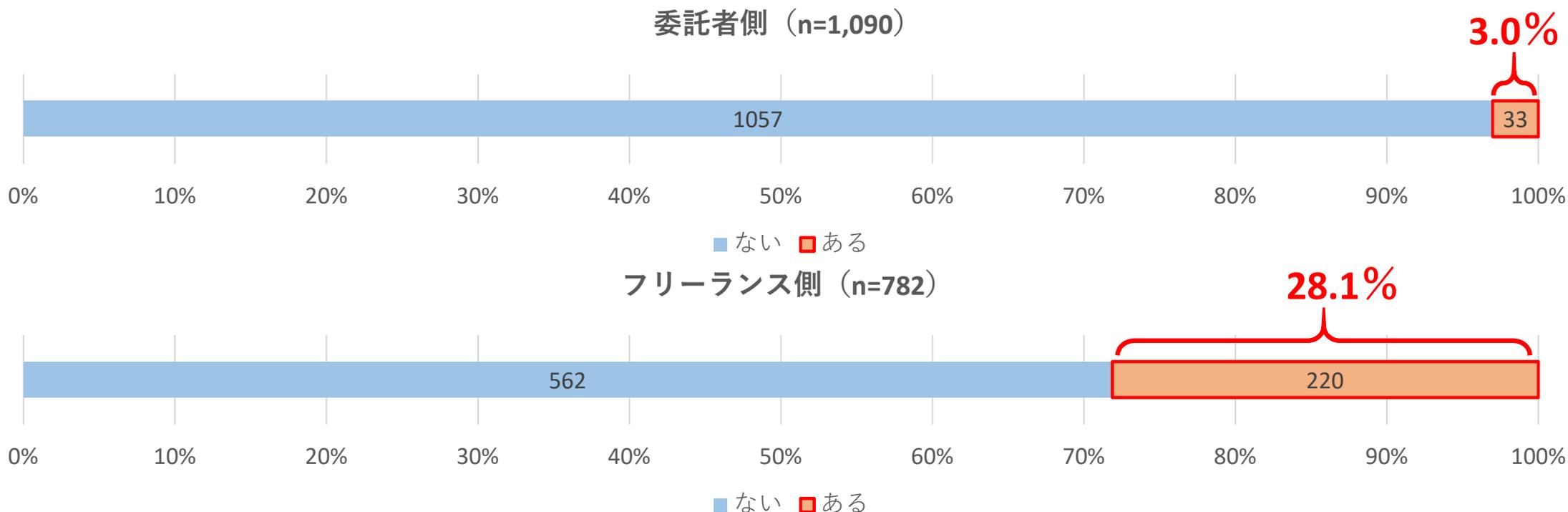
○ 報酬の減額を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①建設業（8.3%）、②医療、福祉（6.5%）、③宿泊業、飲食サービス業（5.9%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（43.5%）、②建設業（40.9%）、③運輸業、郵便業（37.2%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「宿泊業、飲食サービス業」には「飲食サービス（調理・給仕）」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「運輸業、郵便業」には「自動車・トラックによる運輸、配送、配達」の業務などがそれぞれ含まれている。

報酬の減額（本法第5条第1項第2号関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ 「更新しない」旨を30日以上前に連絡したが**減額**されたことがある。【情報通信業（アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE）】
- ・ **報酬から消費税分差し引く**という会社がいまだにある【情報通信業（映像・画像・音楽制作、編集）】
- ・ 問題あるツアーでクレーム発生し**報酬を8割カット**された。【学術研究、専門・技術サービス業（通訳）】
- ・ 業務委託の扱いが直雇用、ながら**突如報酬の削減 仕事量変わらず** 管理は厳しく矛盾（している）【教育、学習支援業（添削、校正、採点）】

返品（本法第5条第1項第3号関係）

■ 本法第5条第1項第3号では、返品（特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること）を禁止している。

○ 返品を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合は、委託者で0.9%、フリーランスで4.0%であった。（グラフ参照）

○ 返品を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①サービス業（他に分類されないもの）（1.4%）、②情報通信業（1.2%）、③学術研究、専門・技術サービス業（0.7%）

フリーランス：①サービス業（他に分類されないもの）（9.4%）、②学術研究、専門・技術サービス業（3.8%）、③情報通信業（3.8%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

委託者側（n=705）

0.9%



フリーランス側（n=428）

4.0%



※「サービス業（他に分類されないもの）」には「データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

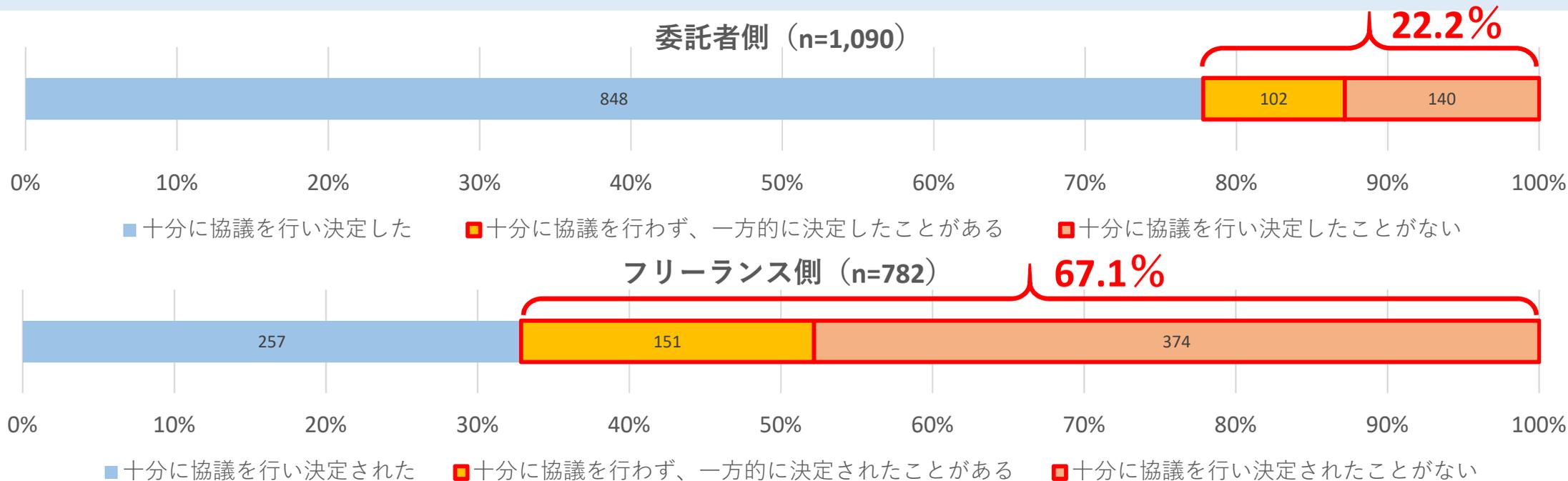
買ったとき（本法第5条第1項第4号関係）

■ 本法第5条第1項第4号では、買ったとき（特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること）を禁止している。

○ 報酬の額について、十分に協議を行い決定した（された）と回答しなかったものの割合は、委託者で22.2%、フリーランスで67.1%であった。（グラフ参照）

○ 十分に協議を行い決定した（された）と回答しなかったものの割合が高い業種（上位3業種）は、
委託者：①宿泊業、飲食サービス業（52.9%）、②卸売業、小売業（51.7%）、③医療、福祉（35.5%）
フリーランス：①教育、学習支援業（85.9%）、②学術研究、専門・技術サービス業（75.6%）、③情報通信業（66.3%）
であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務などがそれぞれ含まれている。

買ったとき／価格転嫁（本法第5条第1項第4号関係）

■ 本法第5条第1項第4号では、買ったとき（特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること）を禁止している。

○ 一部しか又は全く価格転嫁を受け入れなかった、若しくは価格転嫁をできなかったという回答の割合は、委託者で**35.4%**、フリーランスで**62.5%**であった。（グラフ参照）

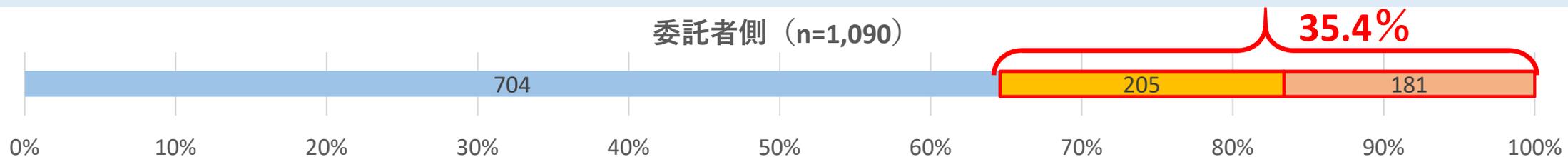
○ 一部しか又は全く価格転嫁を受け入れなかった、若しくは価格転嫁をできなかったという回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①宿泊業、飲食サービス業（58.8%）、②卸売業、小売業（51.7%）、③生活関連サービス業、娯楽業（51.5%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（73.9%）、②情報通信業（73.5%）、③建設業（72.7%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



■ おおむね又は全て転嫁を受け入れている。（転嫁を受け入れた割合の目安：67%～100%）

■ 一部転嫁を受け入れている。（転嫁を受け入れた割合の目安：34%～66%）

■ 全く又はほとんど転嫁を受け入っていない。（転嫁を受け入れた割合の目安：0%～33%）



■ おおむね又は全て転嫁できている。（転嫁できた割合の目安：67%～100%）

■ 一部転嫁できている。（転嫁できた割合の目安：34%～66%）

■ 全く又はほとんど転嫁できていない。（転嫁できた割合の目安：0%～33%）

※ 「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務などがそれぞれ含まれている。

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ **交渉と言っても殆ど忖度の形式上のもの**で、**無茶な価格**を言ってくるなよと祈るのが実態だと思います。【学術研究、専門・技術サービス業（その他（デザイン・映像制作関連））】
- ・ **講演料は先方の言い値**なので割に合わないと感じる場合もあるが、依頼がひとつづつのため、断ることができない【教育、学習支援業（講師、インストラクター）】
- ・ **報酬額は一方的に**決められている、なかなか交渉は切り出せない。【学術研究、専門・技術サービス業（通訳）】
- ・ 昨今の色々な理由による**物価高による運賃の値上げ**をお願いしても、**半数は受け入れて貰えない**。【運輸業、郵便業（自動車・トラックによる運輸、配送、配達）】
- ・ フリーランスになると**人の足元をみた値踏み**や条件、夜間休日返上の納期を求められることが多くなった。【情報通信業（ウェブサイトの作成・管理）】
- ・ **単価交渉には一切答無視**状態。工期も決算のため無理な工程である。決算後は一ヶ月くらい仕事がなくなる。【その他】

<委託者からの声>

- ・ 報酬の額（算定方法）は、**委託内容、市場相場等を勘案**し、適切な水準となるよう配慮しつつ決定している。【卸売業、小売業（営業）】

購入・利用強制（本法第5条第1項第5号関係）

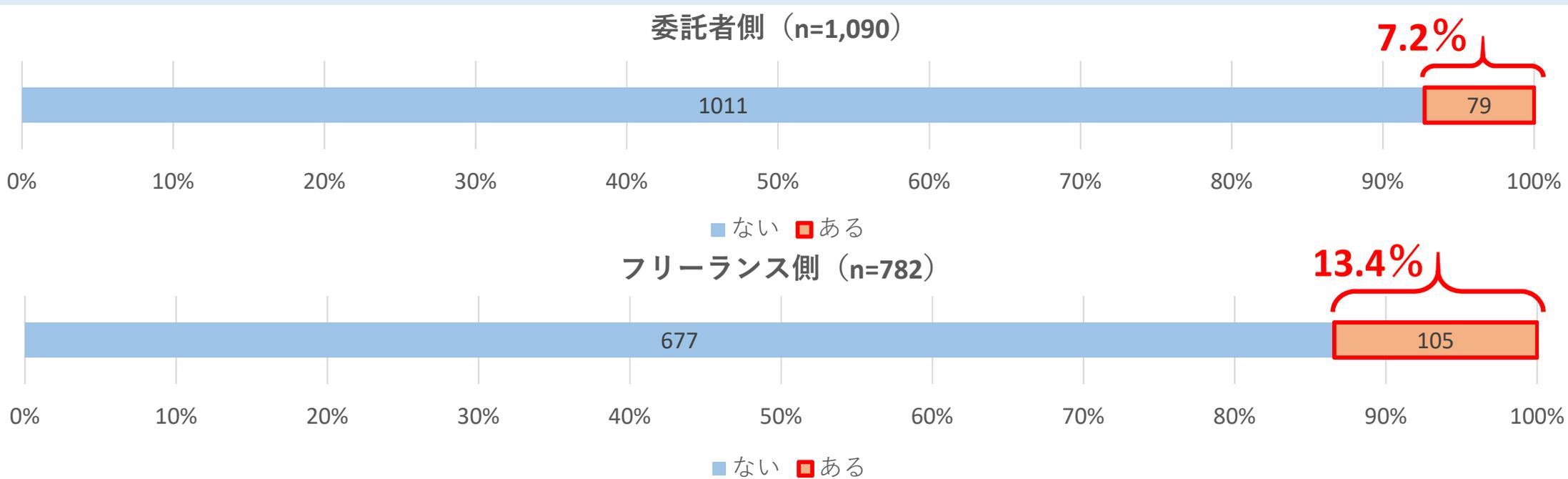
■ 本法第5条第1項第5号では、購入・利用強制（特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること）を禁止している。

○ 購入・利用強制を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合は、委託者で7.2%、フリーランスで13.4%であった。（グラフ参照）

○ 購入・利用強制を行ったこと又は受けたことがあるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、
委託者：①宿泊業、飲食サービス業（23.5%）、②医療、福祉（16.1%）、③建設業（12.5%）
フリーランス：①情報通信業（19.3%）、②生活関連サービス業、娯楽業（17.4%）、③教育、学習支援業（16.9%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務などがそれぞれ含まれている。

不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第1号関係）

■ 本法第5条第2項第1号では、不当な経済上の利益の提供要請（自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること）を禁止している。

○ 経済上の利益の提供を受けたこと又は提供したことがあるとの回答の割合は、委託者で10.4%、フリーランスで41.8%であった。（グラフ参照）

○ 経済上の利益の提供を受けたこと又は提供したことがあるとの回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

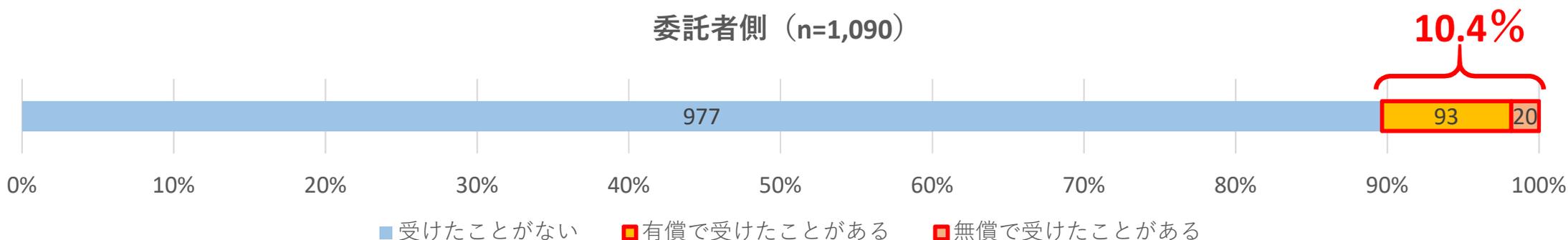
委託者：①建設業（20.8%）、②医療、福祉（19.4%）、③農業、林業（15.2%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（56.5%）、②建設業（50.0%）、③サービス業（他に分類されないもの）（47.6%）

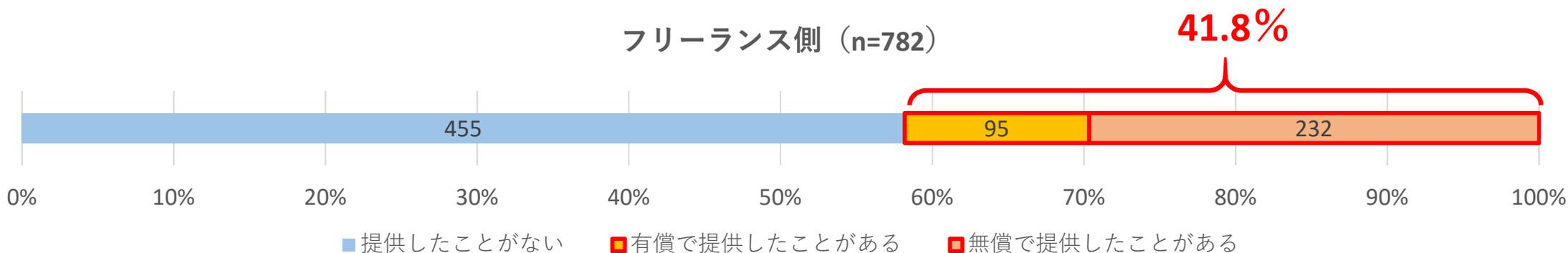
であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

委託者側（n=1,090）



フリーランス側（n=782）



※「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「農業、林業」には「農林水産業関連」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「データ入力、文書入力、テープ起こし、反訳」の業務などがそれぞれ含まれている。

不当な経済上の利益の提供要請（本法第5条第2項第1号関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ 通訳案内士は添乗業務を全て任され重労働。ドタキャンされても保証は無し。**事前下見の費用は自腹**。【サービス業（他に分類されないもの）（その他（現場作業関連））】

不当な給付内容の変更（本法第5条第2項第2号関係）

■ 本法第5条第2項第2号では、不当な給付内容の変更（特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること）を禁止している。

○ 給付内容の変更により生じた費用を負担していないこと又は負担してもらっていないことがあるという回答の割合は、**委託者で0.5%、フリーランスで21.1%**であった。（グラフ参照）

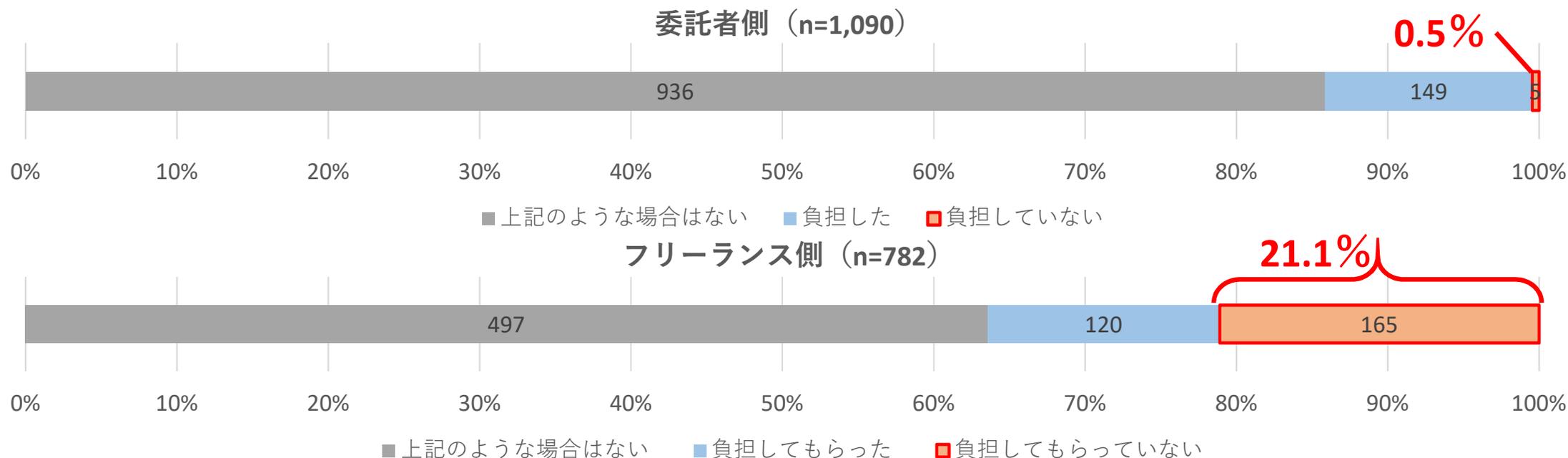
○ 給付内容の変更により生じた費用を負担していないこと又は負担してもらっていないことがあるという回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

委託者：①サービス業（他に分類されないもの）（1.8%）、②情報通信業（1.1%）、③建設業（1.0%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（47.8%）、②情報通信業（33.7%）、③学術研究、専門・技術サービス業（22.9%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「サービス業（他に分類されないもの）」には「その他（現場作業関連）」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

不当な給付内容のやり直し（本法第5条第2項第2号関係）

■ 本法第5条第2項第2号では、不当な給付内容のやり直し（特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること）を禁止している。

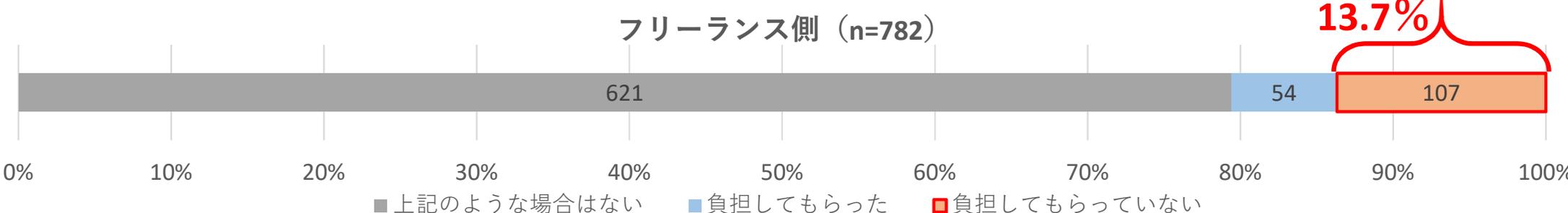
○ やり直しにより生じた費用を負担していないこと又は負担してもらっていないことがあるという回答の割合は、委託者で0.4%、フリーランスで13.7%であった。（グラフ参照）

○ やり直しにより生じた費用を負担していないこと又は負担してもらっていないことがあるという回答の割合が高い業種（上位3業種）は、

- 委託者：①製造業（9.1%）、②サービス業（他に分類されないもの）（1.8%）、③学術研究、専門・技術サービス業（0.2%）
- フリーランス：①情報通信業（25.3%）、②学術研究、専門・技術サービス業（15.4%）、③生活関連サービス業、娯楽業（13.0%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「整備、点検、修理」の業務、「学術研究、専門・技術サービス業」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務などがそれぞれ含まれている。

不当な給付内容の変更・やり直し（本法第5条第2項第2号関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

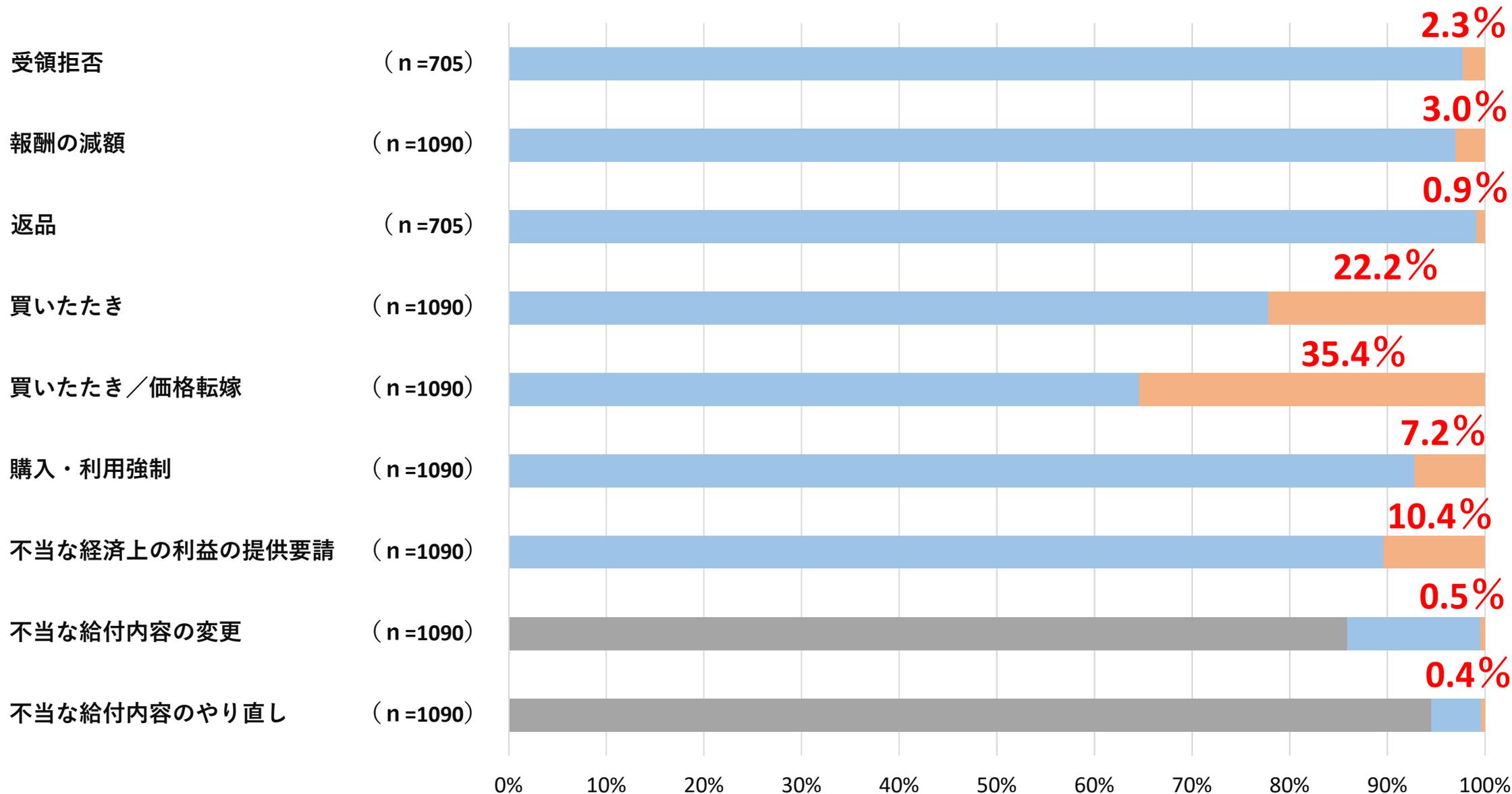
- ・ **依頼承諾後、難しい詳細内容**がくる。相談すると、「臨機応変に現場で対応してください」など丸投げされる。【学術研究、専門・技術サービス業（通訳）】
- ・ 俳優の業務内容を全て書くのは厳しく、**取引後の追加依頼**は続き、その際の対応を検討する必要性を感じます。【生活関連サービス業、娯楽業（俳優、女優、モデル）】
- ・ 依頼してくる事業者はお客様に**キャンセルチャージ**を課しているが、フリーランスの私には**一切支払われない**。【学術研究、専門・技術サービス業（その他（専門業務関連））】
- ・ **3年契約だった会社に、2年で切られた**ことがある。**違約金も払われなかった**。【学術研究、専門・技術サービス業（その他（専門業務関連））】
- ・ 最初は健全だった契約内容を、取引中に発注者から**一方的に不公平な内容へと変更**されたことがある。【学術研究、専門・技術サービス業（デザイン制作、コンテンツ制作）】

<委託者からの声>

- ・ 通常の業務委託先と同様の契約体系で対応しており、**フリーランスである理由で内容変更したものはない**。【情報通信業（アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE）】

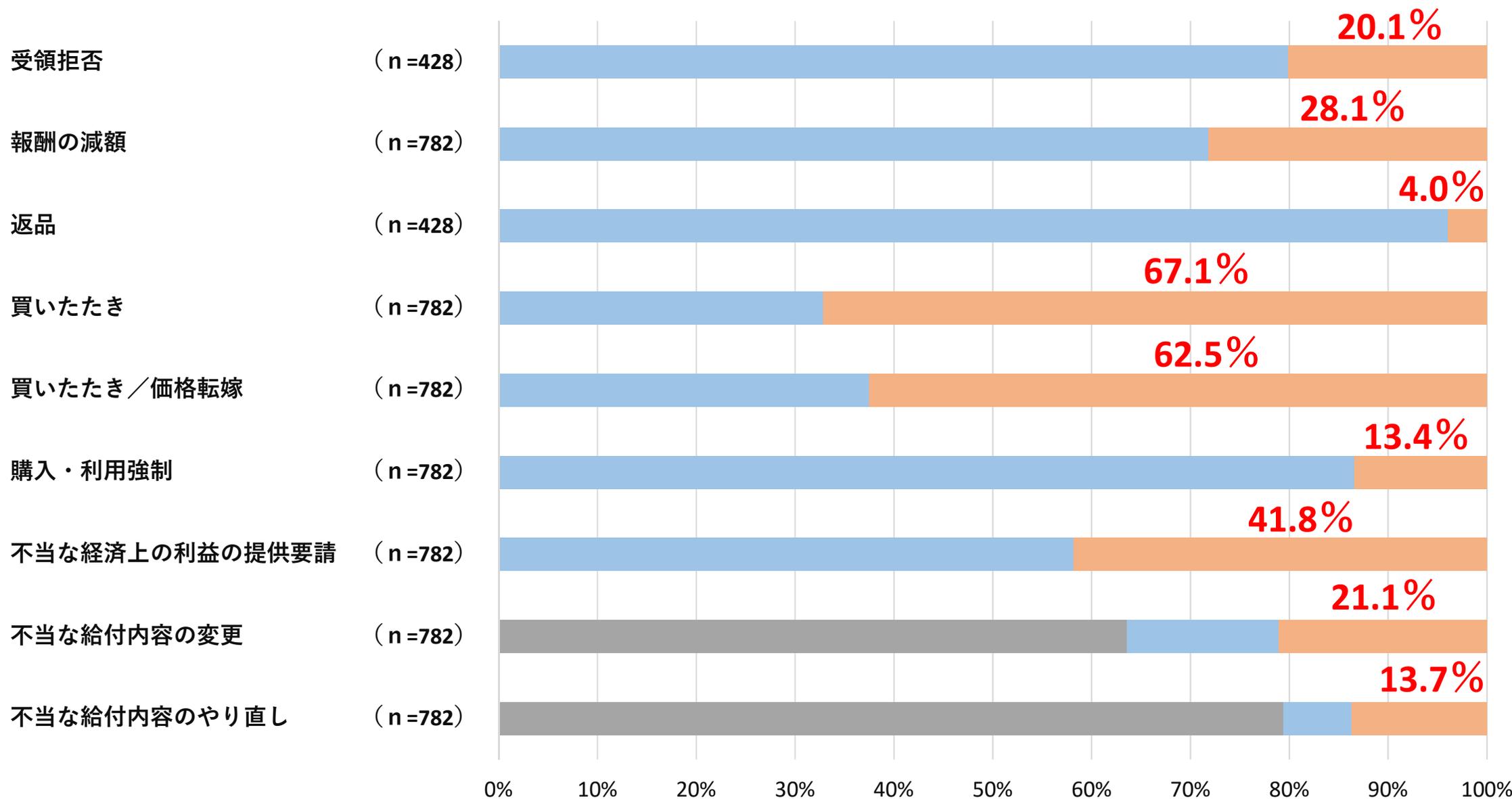
特定業務委託事業者の遵守事項／委託者側（本法第5条関係）

○ 各遵守事項別（委託者側）にみると、本法施行後に問題となり得る行為の割合が高い事項（上位3項目）は、「買ったたき」「不当な経済上の利益の提供要請」「購入・利用強制」であった。



特定業務委託事業者の遵守事項／フリーランス側（本法第5条関係）

○ 各遵守事項別（フリーランス側）にみると、本法施行後に問題となり得る行為の割合が高い事項（上位3項目）は、「買ったたき」「不当な経済上の利益の提供要請」「報酬の減額」であった。



募集情報の的確表示/募集方法（本法第12条関係）

■ 本法第12条では、広告等に特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならない旨を定めている。

○ どのような経路を通じてフリーランスに対する業務委託の募集をしたか又は知ったかについて、広告等を通じて募集をした又は知ったという回答の割合は、委託者で10.1%、フリーランスで18.2%であった。（グラフ参照）

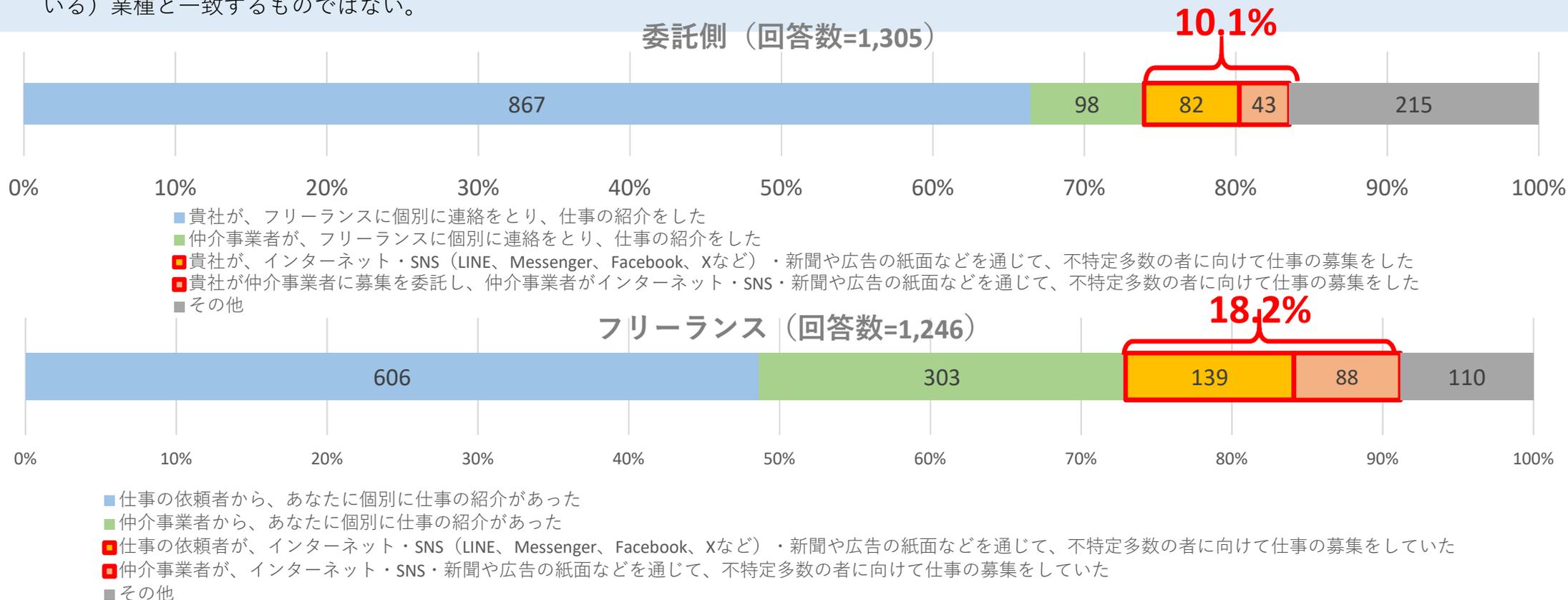
○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

委託者：①宿泊業、飲食サービス業（50.0%）、②医療、福祉（26.3%）③卸売業、小売業（24.4%）

フリーランス：①宿泊業、飲食サービス業（27.3%）、②学術研究、専門・技術サービス業（20.3%）、③情報通信業（19.4%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務などがそれぞれ含まれている。

募集情報の的確表示/虚偽表示等（本法第12条関係）

■ 本法第12条では、広告等に特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならない旨を定めている。

○ 広告等を通じて業務委託を委託・受託した場合に、掲載内容が誤っている表示や誤解を生じさせる表示があったとの回答の割合は、**委託者で2.6%、フリーランスで53.1%**であった。（グラフ参照）

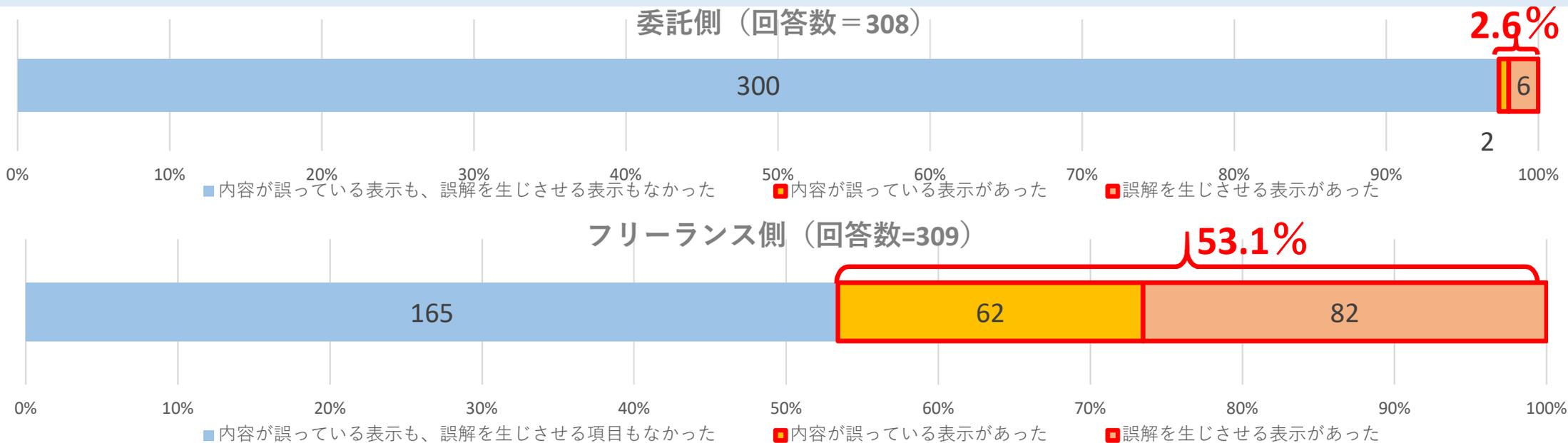
○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

委託者：①**宿泊業、飲食サービス業（8.3%）**、②**建設業（6.3%）**③**卸売業、小売業（5.9%）**

フリーランス：①**生活関連サービス業、娯楽業（78.6%）**、②**情報通信業（51.4%）**、③**学術研究、専門・技術サービス（46.4%）**

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

・契約の条件書等が取り交わされず、**募集時と業務内容が異なっているが、クライアント側から説明がない。**【学術研究、専門・技術サービス業（ライティング、記事等執筆業務）】

募集情報の的確表示/最新の表示等（本法第12条関係）

■ 本法第12条では、広告等に特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならない旨を定めている。

○ 広告等を通じて業務委託を委託・受託した場合に、掲載内容が正確かつ最新の表示となっていないとの回答の割合は、委託者で0.3%、フリーランスで10.6%であった。（グラフ参照）

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

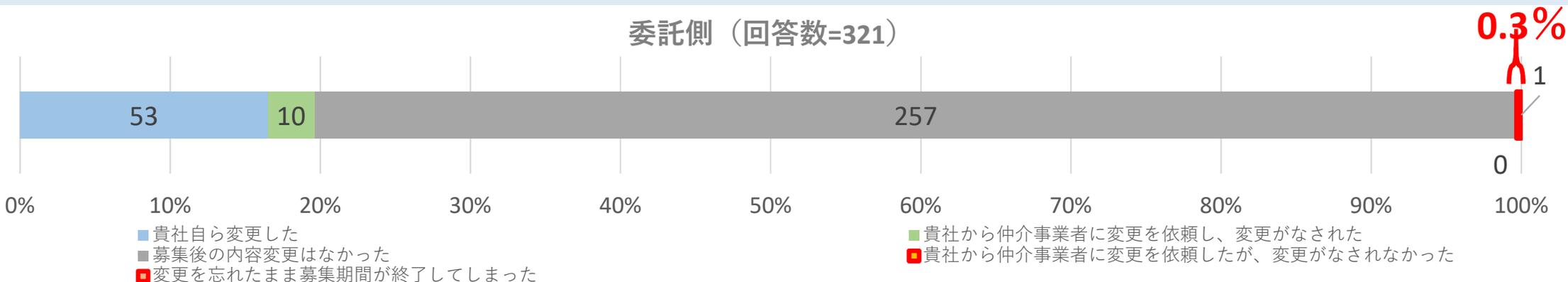
委託者：医療、福祉（4.5%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（23.1%）、②情報通信業（17.6%）、③運輸業、郵便業（12.0%）

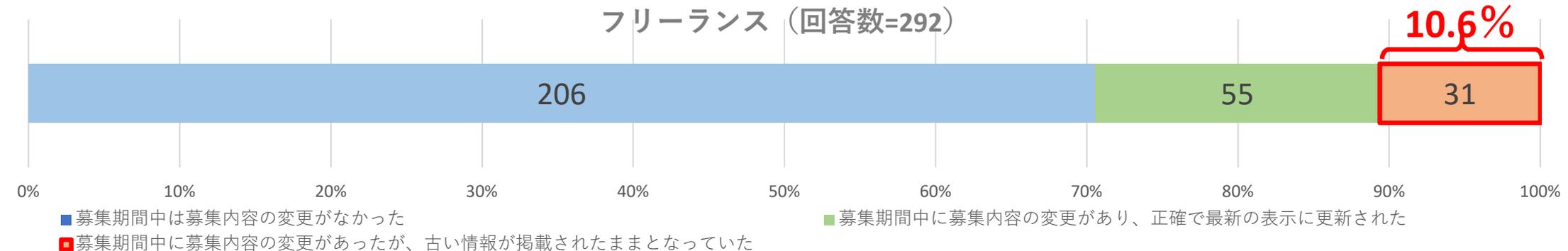
であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

委託側（回答数=321）



フリーランス（回答数=292）



※「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「情報通信業」には「アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE」の業務、「運輸業、郵便業」には「自動車・トラックによる運輸、配送、配達」の業務などがそれぞれ含まれている。

育児介護等と業務の両立に対する配慮/契約の有無（本法第13条関係）

■ 本法第13条では、特定受託事業者が妊娠・出産・育児・介護と業務を両立できるよう、特定受託事業者の申出に応じて必要な配慮をしなければならない旨を定めている。

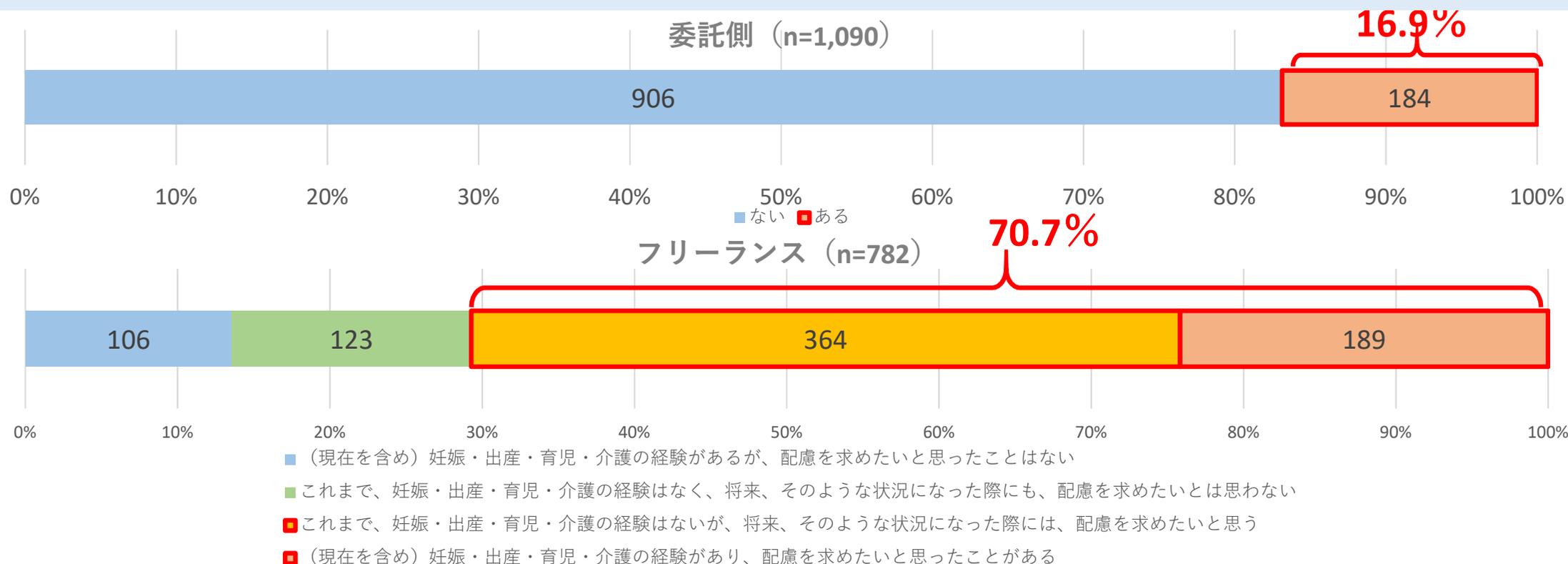
○ 妊娠・出産・育児・介護の事情があるフリーランスと契約したことがあると回答した委託者の割合は16.9%、妊娠・出産・育児・介護の事情に関して、業務との両立のため、仕事の依頼者に求めたい配慮があると回答したフリーランスの割合は70.7%であった。（グラフ参照）

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

委託者：①宿泊業、飲食サービス業（35.3%）、②生活関連サービス業、娯楽業（29.4%）、③医療、福祉（29.0%）

フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（91.3%）、②情報通信業（80.7%）、③教育、学習支援業（76.1%）であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務などがそれぞれ含まれている。

育児介護等と業務の両立に対する配慮/相談の有無とその対応（本法第13条関係）

■ 本法第13条では、特定受託事業者が妊娠・出産・育児・介護と業務を両立できるよう、特定受託事業者の申出に応じて必要な配慮をしなければならない旨を定めている。

○ 妊娠・出産・育児・介護の事情があるフリーランスからの業務との両立のための配慮について、相談があったが応じなかった又は相談したが応じてくれなかったとの回答の割合は、委託者で0.0%、フリーランスで6.8%であった。（グラフ参照）

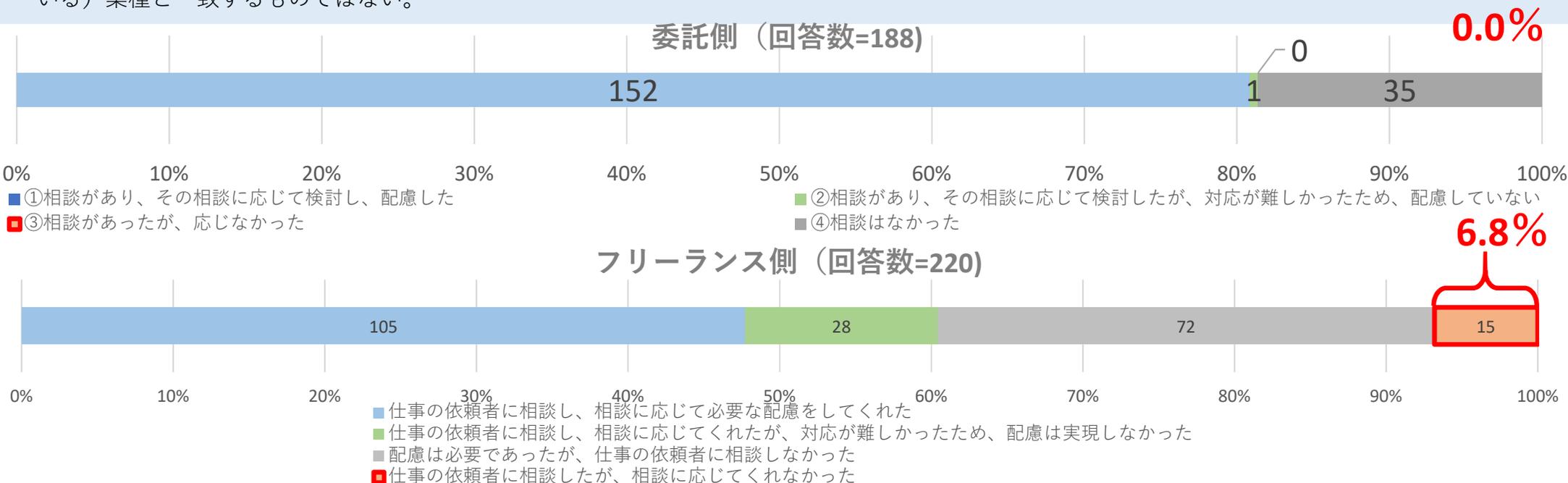
○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

委託者：応じなかったという回答なし

フリーランス：①情報通信業（11.1%）、②サービス業（他に分類されないもの）（10.0%）、③教育、学習支援業（8.3%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「その他（事務関連）」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務、などがそれぞれ含まれている。

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

・昨年出産したが、産後に必要な配慮をしてもらえない。相談しても応じてもらえない。【情報通信業（アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE）】

ハラスメント対策に係る体制整備/方針の明確化（本法第14条関係）

■ 本法第14条では、特定業務委託事業者は、ハラスメント行為により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない旨を定めている。

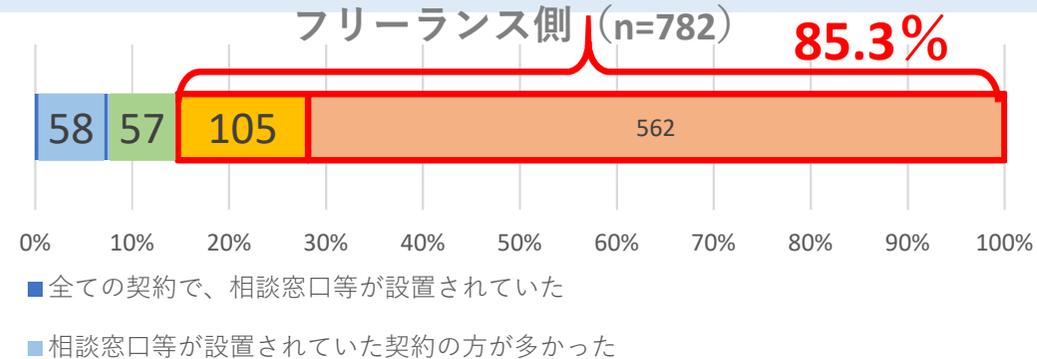
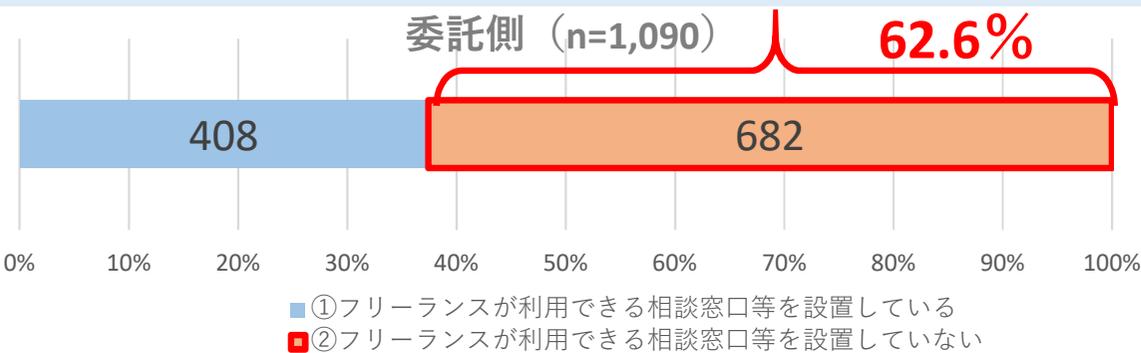
- フリーランスに対するハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化していない/方針は明確化しているが社内に周知していないと回答した委託者の割合は**51.0%**であった。（グラフ参照）
- 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、委託者：①農業、林業（69.7%）、②製造業（63.6%）、③建設業（63.5%）であった。（※）



○ ハラスメント相談窓口等の設置をしていない又は設置されている契約の方が少なかった/全ての契約で設置されていなかったとの回答の割合は、委託者で**62.6%**、フリーランスで**85.3%**であった。（グラフ参照）

- 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、委託者：①建設業（88.5%）、②農業、林業（84.4%）、③サービス業（他に分類されないもの）（71.2%）フリーランス：①建設業（100.0%）、②サービス業（他に分類されないもの）（92.9%）、③学術研究、専門・技術サービス業（89.6%）であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「農業、林業」には「農林水産業関連」の業務、「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「サービス業（他に分類されないもの）」には「その他（事務関連）」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務などがそれぞれ含まれている。

■ 相談窓口等が設置されていた契約の方が少なかった

■ 全ての契約で、相談窓口等が設置されていた（「相談窓口等が設置されていない」には、相談窓口等が設置されているか分からなかった場合を含みます。）

ハラスメント対策に係る体制整備/相談窓口の周知（本法第14条関係）

■ 本法第14条では、特定業務委託事業者は、ハラスメント行為により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない旨を定めている。

○ ハラスメント相談窓口等をフリーランスに周知するタイミングについて、契約前や契約時ではなく、業務遂行中に伝達した又は伝達されたとの回答の割合は、委託者で21.8%、フリーランスで34.0%であった。（グラフ参照）

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、

委託者：①建設業（28.6%）、②情報通信業（26.7%）、③学術研究、専門・技術サービス（21.9%）

フリーランス：①情報通信業（51.5%）、②教育、学習支援業（46.2%）、③医療、福祉（40.0%）

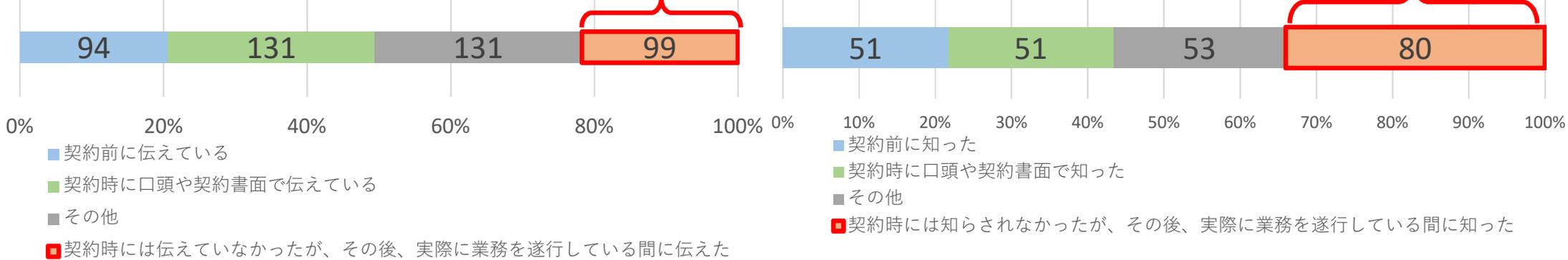
であった。（※）

委託側（回答数=455）

21.8%

フリーランス側（回答数=235）

34.0%



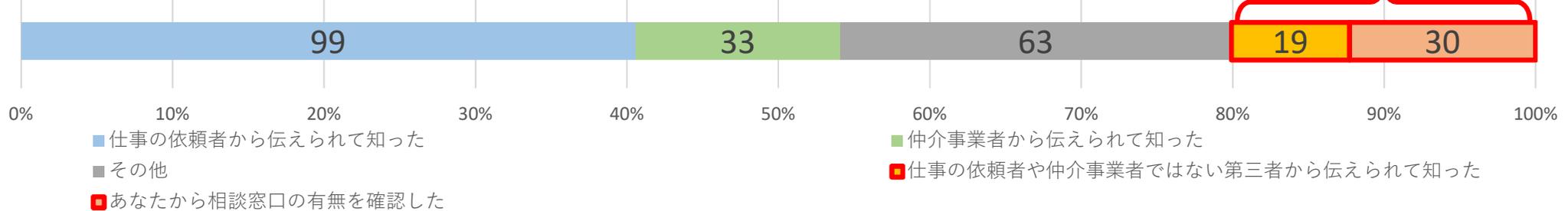
○ ハラスメント相談窓口等を仕事の依頼者等ではない第三者から伝えられて知った/自分から相談窓口の有無を確認したと回答したフリーランスの割合は20.1%であった。（グラフ参照）

○ フリーランスからの回答において、当該回答の割合が高い業種（上位3業種）は、①運輸業、郵便業（27.0%）、②情報通信業（18.2%）、③学術研究、専門・技術サービス業（17.4%）であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。

フリーランス側（回答件数=244）

20.1%



※「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「運輸業、郵便業」には「自動車・トラックによる運輸、配送、配達」の業務などがそれぞれ含まれている。

ハラスメント対策に係る体制整備（本法第14条関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・努力と運で現在は良好な環境ですが、今後の仕事量・報酬額・パワハラなど、常にストレスと共に生きています【ライティング、記事等執筆業務】
- ・パワハラで精神を病んでも、仕事を失うことを恐れて訴え出ることができない。【映画・画像・音楽制作、編集】
- ・パワハラがあっても、我慢しなくてはならず、尊厳が守られない【学術研究、専門・技術サービス業（その他（専門業務関連））】
- ・**設問にあった〇〇担当や〇〇窓口が無い場合が殆ど**であり、問題が拗れた場合の仲介制度があると安心【学術研究、専門・技術サービス業（建築設計、土木設計、測量技術）】

<委託者からの声>

- ・従業員に対してはハラスメント教育を行い、立場の弱い人への対応には細心の注意を払うよう指導しています。【情報通信業（映像・画像・音楽制作、編集）】
- ・**外部相談窓口を準備中**。また、ハラスメント窓口を書面で通知する予定。【学術研究、専門・技術サービス業（その他（専門業務関連））】
- ・ハラスメントについてはこれから取り決め、周知する。【医療、福祉（あん摩マッサージ指圧、針灸、柔道整復、マッサージ）】
- ・ハラスメントに限定していないが、**下請業者（少数ではあるが一部がフリーランス）からの相談担当者は設置**。【建設業（建設、現場作業）】

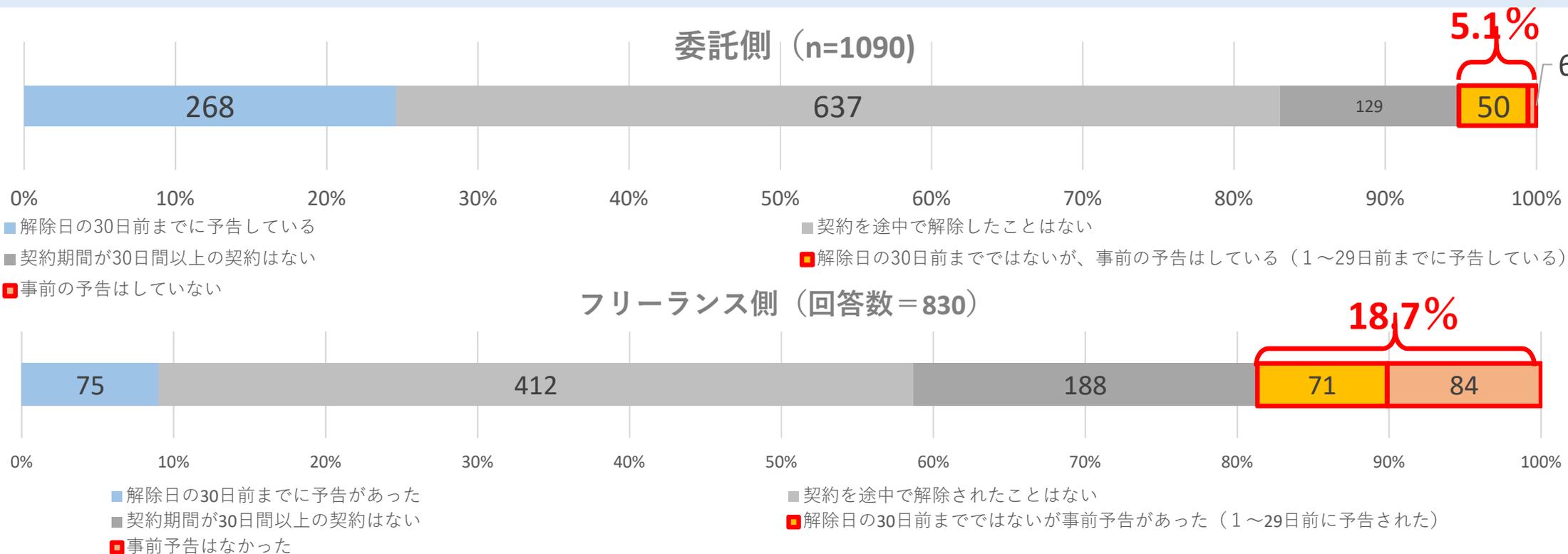
解除等の予告等/解除（本法第16条関係）

■ 本法第16条では、特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない、また、予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない旨を定めている。

○ 委託者側の都合により、契約期間が30日間以上である契約を途中で解除する場合、契約満了日の30日前までに予告をしなかった/予告がなかったとの回答の割合は、委託者で5.1%、フリーランスで18.7%であった。

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、
 委託者：①宿泊業、飲食サービス業（11.8%）、②建設業（10.4%）、③製造業（9.1%）
 フリーランス：①卸売業、小売業（33.3%）、②情報通信業（28.9%）、③生活関連サービス業、娯楽業（26.1%）であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務などがそれぞれ含まれている。

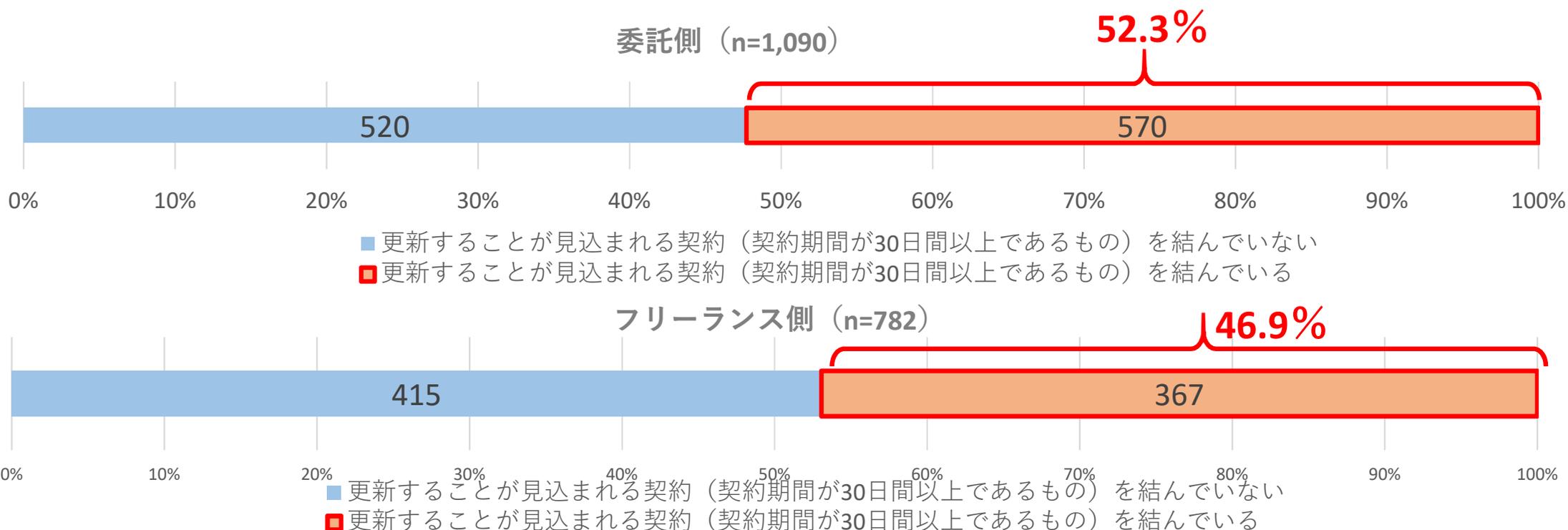
解除等の予告等/更新が見込まれる契約の有無（本法第16条関係）

■ 本法第16条では、特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない、また、予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない旨を定めている。

○ 自動更新規定があるなど、契約期間が満了しても引き続き更新することが見込まれる契約であって、契約期間が30日間以上であるものを締結しているとの回答の割合は、委託者で52.3%、フリーランスで46.9%であった。

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、
 委託者：①宿泊業、飲食サービス業（88.2%）、②卸売業、小売業（75.9%）、③製造業（72.7%）
 フリーランス：①医療、福祉（72.4%）、②教育、学習支援業（63.4%）、③情報通信業（60.2%）
 であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※「宿泊業、飲食サービス業」には「バイク・自転車・徒歩による配送・配達（飲食物のデリバリー、ポスティング、チラシ配りを含む）」の業務、「卸売業、小売業」には「営業」の業務、「製造業」には「製造、組立、生産工程」の業務、「医療、福祉」には「医療関連サービス」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務などがそれぞれ含まれている。

解除等の予告等/不更新（本法第16条関係）

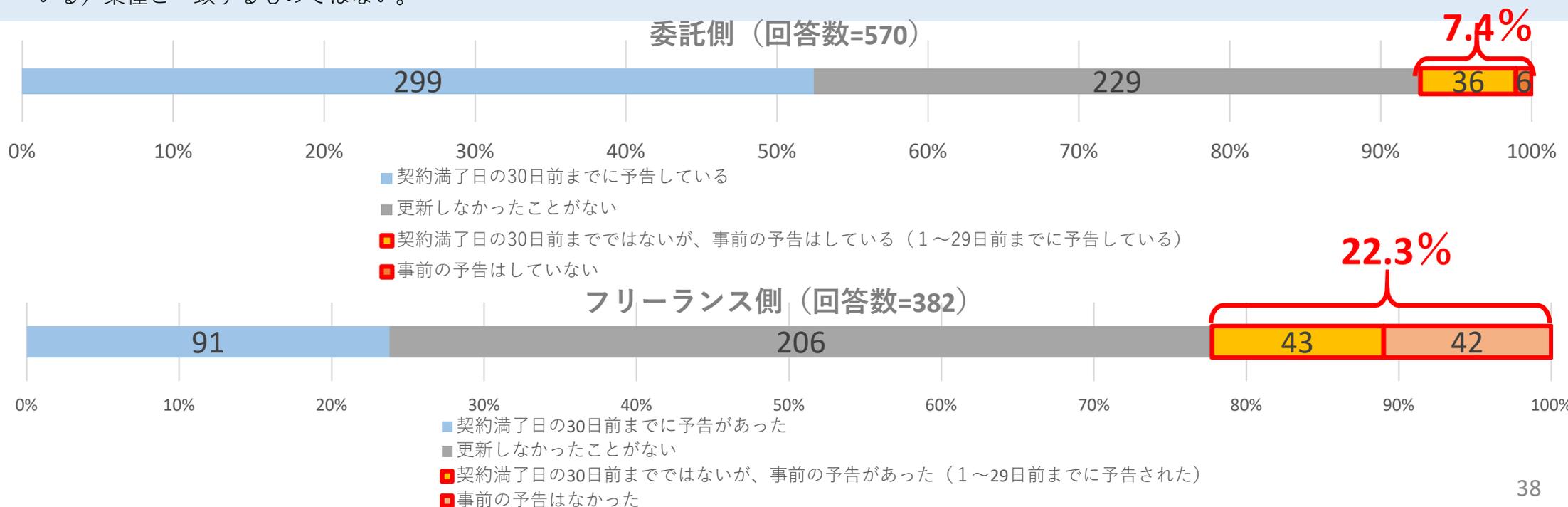
■ 本法第16条では、特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告をしなければならない、また、予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない旨を定めている。

○ 自動更新規定があるなど、契約期間が満了しても引き続き更新することが見込まれる契約であって、契約期間が30日間以上である契約を委託者側の都合により途中で解除する場合、解除する日の30日前までに予告をしなかった/予告がなかったとの回答の割合は、委託者で7.4%、フリーランスで22.3%であった。

○ 当該回答の割合が大きい業種（上位3業種）は、
 委託者：①建設業（19.2%）、②農業、林業（10.0%）、③学術研究、専門・技術サービス業（8.9%）
 フリーランス：①生活関連サービス業、娯楽業（40.0%）、②情報通信業（29.1%）、③教育・学習支援（26.7%）

であった。（※）

（注）業種名は、回答者が委託又は受託した業務の具体的な業務内容に対応する業種を記載したものであって、必ずしも回答者自身が属する（通常行っている）業種と一致するものではない。



※ 「建設業」には「建設、現場作業」の業務、「農業、林業」には「農林水産業関連」の業務、「学術研究、専門・技術サービス」には「建築設計、土木設計、測量技術」の業務、「生活関連サービス業、娯楽業」には「俳優、女優、モデル」の業務、「情報通信業」には「映像・画像・音楽制作、編集」の業務、「教育、学習支援業」には「講師、インストラクター」の業務などがそれぞれ含まれている。

解除等の予告等（本法第16条関係）

本調査において寄せられた声（抜粋）

<フリーランスからの声>

- ・ 著作者人格権の不行使に同意を求められ、拒否したら話し合いもなく切られた【学術研究、専門・技術サービス業（調査、研究、コンサルティング）】
- ・ 業務委託報酬を未払いのまま事業者が突然居なくなり、**一方的に解除通知がメールで送られてきた**。【教育、学習支援業（講師、インストラクター）】
- ・ 完治見込みのがん手術を受けたら健康上の不安を理由に契約を切られた【情報通信業（アプリやシステムの設計、ソフトウェア開発、SE）】
- ・ 3年契約だった会社に、2年で切られたことがある。違約金も払われなかった。【サービス業（他に分類されないもの）（その他（専門業務関連））】
- ・ 単発の業務請負のため、常に仕事を打ち切られる立場にある【学術研究、専門・技術サービス業（デザイン制作、コンテンツ制作）】
- ・ 10件以上の通訳案内士業務を何ら説明もなく**一方的にキャンセルされた**【サービス業（他に分類されないもの）（その他（専門業務関連））】

<委託者からの声>

- ・ 1件のみフリーランス対応があったが、途中で法人化したのと、先方のミスも続いたため合意解約とした【学術研究、専門・技術サービス業（建築設計、土木設計、測量技術）】

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
- ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
 - (3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]